

適正広告基準による医薬品広告プロパーの規制

1. 懸賞、賞品として医薬品を授与する旨の広告は、原則として行わないものとする
(家庭薬の見本の提供は除く)
2. 一般医薬品で「漢方処方」「漢方製剤」などと表現できる範囲は、原則として一般用医薬品として承認される漢方 210 処方及び承認を受けた販売名に漢方の名称が付されているものに限られる
3. 一般医薬品で「生薬配合」等の表示
 - (a) 「生薬配合」の表示は有効成分の一部に生薬が配合されており、しかも承認された効能・効果等と関連がある場合は可能
 - (b) 「生薬製剤」の表示は有効成分のすべてが生薬のみから構成されている場合は可能